

道営農業農村整備事業に係る追加要望に対する考え方

令和4年5月20日

北海道農政部

1 事業の実施

- 道営農業農村整備事業を行う場合は、土地改良法に基づき、農業者が申請人となり、地域の意向（整備構想）を取りまとめ、事業計画の概要を作成し、その事業計画の概要に基づき、地域住民への意見聴取や、市町村との協議、受益者など関係権利者の同意徴集を行った後に、道に対して施行の申請を行う。
- 道は、農業者が作成した事業計画の概要に基づき、事業の必要性、経済性などを確認するとともに、事業量や事業費を精査した上で事業計画を作成し、事業を実施する流れとなっており、地域の整備構想の精度がその後の事業計画の精度に影響することから、整備構想を検討する段階から地域の農業者などと将来を見据えた議論を行うなど、道は積極的に地元を支援するほか、2カ年調査などにより事業計画の精度を高めるよう努める。

2 事業計画の変更

- 事業に着手した後であっても、干ばつや大雨などの自然災害が発生した場合や、地域で離農者が発生し、その跡地を引き受けるなど、営農計画や経営状況の変化に伴い、農業者から追加の整備要望が寄せられることがあり、そのような場合は、土地改良法で定められている手続きにのっとり、事業計画を変更することが可能となっている。
- その際、農業者からの要望を全て追加しているのではなく、現地確認や地区内の全ての農業者へ聞き取りを行った上で、道が真に必要と判断し、当該地区で一体的に整備した方が効果的で、かつ①事業の必要性、②技術的可能性、③経済性・効率性、④負担能力の妥当性、⑤環境との調和への配慮等について確認し、正当な要望として認められる場合は、土地改良法の手続きを経て事業計画の変更を行う。